

浪江都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の変更（浪江町決定）

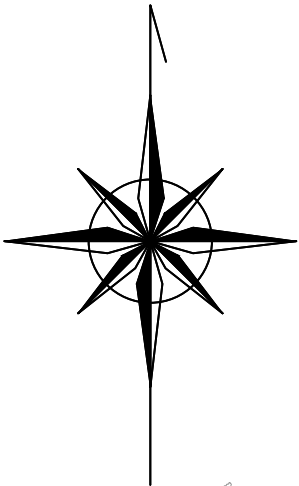
都市計画浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設を次のとおり変更する。

名 称			浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設					
位 置			双葉郡浪江町大字権現堂字塚越、上馬洗田、下馬洗田、上柳町、中柳町、下柳町、上続町、下続町、北深町、南深町、蛭子町、新町、由草田、矢沢町及びび一丁田、大字川添字佐野					
面 積			約 11.8ha					
位 置 及 び 規 模	特定公益的・特定業務施設		約 3.1ha		備考	交流、商業、業務施設等を配置する。		
	特定公益的・住宅施設		約 1.1ha			住宅等を配置する。		
	特定公益的施設		約 1.7ha			公共公益施設等を配置する。		
	特定 公共 施設	道路	種 別	名称	幅員	延長	備考	
			区画道路・歩行者専用道路	—	18～4m	約 3,000m	駅東西に交通広場を配置する	
			町道上続町反町線を主要な動線とし、区画道路及び歩行者専用道路を配置する。					
		広場	駅前及び地区東部に配置する。					
		公園及び緑地	既存公園を含めた公園を配置する。					
		その他の公共施設	水路 既設水路の機能を確保する。 下水道 ①雨水：道路内排水施設等により既設排水路へ放流する。 ②汚水：汚水処理施設により処理し既設排水路へ放流する。 上水道 浪江町により供給する。					
	小 計		約 5.9ha					
		特定公益的・特定業務施設		特定公益的・住宅施設		特定公益的施設		
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度		200／100、 又は 400／100		200／100、 又は 400／100		200／100、 又は 400／100		
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		60／100、 又は 80／100		60／100、 又は 80／100		60／100、 又は 80／100		
建築物の高さの最高限度		—		—		—		

「区域は計画図表示のとおり」

理由

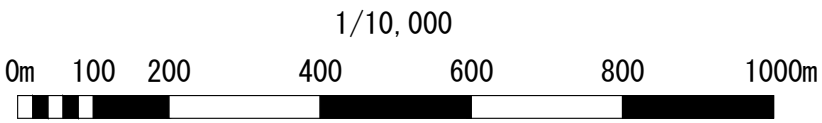
既存の公共公益施設を含めた復興再生拠点の形成、及び「浪江駅周辺グランドデザイン基本計画」を踏まえた基盤整備の推進等を図るため、浪江駅自由通路及び電線共同溝等の設計、関係機関協議等が進捗したことにより、区域及び区域の面積を変更し、特定公益的・特定業務施設、特定公益的施設及び特定公共施設の位置及び規模並びに道路の幅員及び延長を変更しようとするものです。



浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設
面積約11.8ha

凡	例
	既 決 定
	変 更 分
	廃 止 分

凡	例
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	都市計画道路
	都市計画公園
	浪江都市計画研究施設



浪江駅周辺地区 一団地の復興再生拠点市街地形成施設 計画図

